

綱紀肅正及び服務規律の確保について

本県では、第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」に基づき、「兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり」の基本理念のもと、子どもたちが夢や目標をもち、たくましく生き抜いていけるよう、すべての県民が「学び、育て、支えるひょうごの教育」を進めています。

このため、「個」に応じたきめ細かな指導の充実、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりに加え、「環境体験事業」や「自然学校」、「トライやる・ウィーク」、「高校生ふるさと貢献活動事業」などの兵庫型「体験教育」の推進、さらに、学校の教育活動の一層の充実をめざして、学校評価の継続的な実施による、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めなければなりません。

また、子どもたちが安心して学べるよう、いじめ防止対策推進法を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、県民総がかりでいじめに対峙するため、兵庫県いじめ防止基本方針（改訂版）に基づき、いじめの問題の克服に向けた総合的な施策を推進しています。

このような状況の中、教職員は、県民の教育に対する期待の大きさを認識して、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組むとともに、未来を拓く活気に満ちた「安全で元気なふるさと兵庫の創造」をめざし、教育の質の向上に努めなければなりません。

依然として、教職員による児童生徒や同僚に対するわいせつ・セクハラ行為、飲酒運転等の重大事案が続発しており、厳しい処分を行いました。また、体罰についても多くの事案が発生しています。このことを校内研修等を通じて共有し、注意し合うとともに、教職員としての誇りと責任を自覚し、自らの行為が相応しい行為かどうかを判断することによって服務規律の確保と、教育の専門家としての資質の向上に努めることが肝要です。

みなさんは、日頃から兵庫の教育について、信頼される教育の推進に努めておられます。今後も、自信と誇りをもって、前向きに職務遂行に邁進していただきたいと思います。

ついては、夏季休業を迎えるにあたり、教職員の服務に対する県民の関心も高い中、別紙の事項について服務規律を遵守し、今一度襟を正し職務に精励するよう願います。

平成29年7月12日

兵庫県教育長

1 綱紀の肅正

- ① 出張時を含め、勤務時間中は教育公務員としての自覚をもって職務に専念すること。また、勤務時間外における私的な行動においても、自らの行動が職務の信用に大きな影響を与えることを常に自覚し、高い倫理性を持って行動すること。
- ② 児童生徒、保護者や地域の人々からの情報や苦情等に対しては、真摯に受けとめ、迅速に事実確認を行い、管理職に報告するなど、適切な対応をとること。
- ③ 接遇態度については、保護者や地域の人々との交流や連携を重視した開かれた学校づくりを進める視点と、不審な外来者からの安全確保に関わる危機管理としての視点の両方から、適切な対応をとること。
- ④ 職務上関連のある業者、生徒が就職する企業や進学する高等学校等及び保護者等と接触する場合は、県民から批判や誤解を受けるような行為は厳に慎み、贈答品については、一切受け取らないこと。教科書や副教材等の選定にあたっては、県民に疑惑を抱かれないよう、業者からの問題集の提供等の便宜供与については、たとえ生徒や保護者の負担軽減につながる場合であっても、厳に慎むこと。
- ⑤ 営利企業等の従事制限については、法律に明記されており、県民の疑惑を招くことがないようにすること。
- ⑥ 法令違反や職務上の義務違反、本県教育を推進するにあたり県民の信頼を損なうおそれがある行為については、各市町の職員公益通報制度を活用する等、不正行為の未然防止に取り組むこと。

2 児童生徒の人権尊重

(1) いじめの防止

- ① お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、暴力を許さず、生命や人権を守る教育指導の充実に努めること。また、いじめの未然防止のため、児童生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となるよう努めること。
- ② いじめは、決して許されないと強く意識するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識すること。児童生徒に対しては、信頼関係を築くとともに、いじめを受けた時には自分一人で抱え込まず、教師や保護者に相談するよう、指導の徹底を図ること。
- ③ いじめを発見した場合には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、家庭や地域とも連携しながら、迅速な対応を行うこと。また、「ひょうごっ子『ネットいじめ情報』相談」等の相談窓口の周知に努めるとともに、ネット上のいじめ・誹謗中傷への迅速な対応を図ること。

(2) 体罰の禁止

「児童の権利に関する条約」の趣旨を尊重し、人間的なふれあいに基づく生徒指導を徹底すること。特に体罰は、教職員と児童生徒との間の信頼関係を破壊するだけでなく、児童生徒の人権を著しく侵害する行為であることを教職員一人一人が自覚するとともに、研修資料「No！体罰」（改訂版）を活用し、日頃の指導において常に適切な指導法を確認するなど、体罰根絶に努めること。

(3) 部活動の適正化

① 指導のあり方

勝利至上主義に偏ったり、生徒の人格を無視した言動を行わないことはもちろんのこと、観察や話し合いを通じて生徒理解に努めるとともに、個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるという部活動の意義や目的を再確認し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導にあたること。万一、部活動の指導において体罰を行い、処分を受けた場合は、当該部活動の指導は行わせないとしている。

また、顧問や教職員が複数で部活動を見守り、仮に行き過ぎた指導を見聞きしたときは、直ちに管理職に報告し、学校全体で部活動の適正化に努めること。

加えて、研修資料「いきいき運動部活動」（三訂版）を活用した職員研修等を通して、自己の経験や慣例に頼らない科学的な知見に基づいた指導、生徒の自主性や個性を尊重した指導、対話を重視した指導を行うこと。

また、予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全を確認し、安全に十分配慮した指導を行うこと。

② 計画的な練習の実施

各学校の実情に応じて、平日の練習時間（下校時間）を定めるとともに、月間練習計画表を作成し、効果的な練習を行うこと。あわせて、部員の健康状態に配慮した練習内容の決定や顧問不在時における配慮など事故防止に万全を期すること。

③ 「ノー部活デー」の実施

生徒のゆとりある生活の確保とスポーツ障害等の防止のため、平日週1回以上、休業日（土・日曜日等）月2回以上の「ノー部活デー」を確実に実施すること。実施にあたっては、職員会議で共通理解を図るとともに、学校だよりや保護者会等を活用し、保護者や地域住民にもその趣旨を説明すること。

また、長期休業期間中は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動等への参加のよい機会となることから、適切な配慮を行うこと。

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

(1) 安全教育・管理の徹底

学校現場の安全管理を徹底するとともに、児童生徒に対しては、各教科、特別活動を通じて、危険箇所を予測し、回避する能力を身につけさせる等、安全教育の充実を図ること。

また、児童生徒等の通学時の安全確保や自然災害等を含めた事故の未然防止のため、施設等の安全点検や危険箇所の改善措置の実施、児童生徒への安全教育、特に生命の尊重を基盤とした交通安全指導の強化や教職員の意識向上等、安全管理の徹底を図ること。

(2) 児童生徒の自殺予防

児童生徒の自殺予防については、自殺につながる危険性のあるサインを発する児童生徒に対して心のケアに一層努めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、状況把握に努め、必要に応じて保護者との面談等を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。

(3) 児童生徒の健康管理

児童生徒の健康管理については、日頃から体調の変化を察知することに努めるとともに、緊急時にそなえて、校内外の体制を、常日頃から十分に認識しておくこと。

特に、アレルギー疾患を有する児童生徒に対しては、個別支援プランの作成や校内研修など、学校組織として支援を行うこと。

4 セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

(1) スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

① スクール・セクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の人権が侵害されるばかりでなく、長く心の傷として残る。教職員として絶対に許されないことから、校内研修等により職場全体で理解を深めるとともに、相談体制の確立を図り、スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止や排除に全教職員あげて取り組むこと。

② 公私を問わず、特定の児童生徒と、他人の目につかない場所で二人きりになる、メール等で私的にやりとりするなど、必要以上に密接に行動を共にすることは避け、児童生徒との適切な関係を保つこと。

とりわけ、メール・SNS等による私的なやりとりが児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの発端となっている事例があることから、教職員と児童生徒との連絡のあり方については校内で定められたルールを遵守するなど十分な配慮を行うこと。

万一、スクール・セクシュアル・ハラスメントを見聞した場合には、直ちに管理職に報告し、迅速かつ適切な措置を講じること。

(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった教職員の個人としての尊厳を不当に傷つけるだけでなく、就業意欲の低下や職務遂行上の能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場環境を悪化させる重大な問題であることを十分認識し、良好な人間関係を維持すること。また、課題や問題を一人で抱え込まずに相談窓口を利用するとともに、管理職にも直接相談すること。

(3) わいせつ行為等の防止

一時の感情や衝動により、盗撮等の非違行為を行うことで、教職員全体の信用・信頼を大きく損ねるとともに、自分自身も、懲戒免職等の厳しい処分による社会的制裁を受け、経済的基盤を失うなど大きな損失を招く。また、配偶者や子ども等家族にも大きな影響を及ぼし、家庭崩壊にも至りうることを認識すること。

5 情報の安全確保

- ① 児童生徒や保護者等の個人情報などが万一外部に流出し、とりわけインターネット等への掲載により情報を流された場合、長く心に傷を負い、噂や中傷に苦しむことが予想される。
また、流出させた側も社会の厳しい批判にさらされ、学校や教育に対する信頼を大きく損なうということを常に念頭に置き、その管理には万全を期すこと。
- ② 個人情報などの重要な情報が記録されている電子媒体等の校内での管理については、セキュリティの万全を期し、原則として校外へ持ち出すことのないようにすること。やむを得ず持ち出す場合においては、必要最小限とし、校長の指定する者の許可を必ず得るとともに、絶対に紛失しないよう管理について細心の注意を払うこと。
- ③ 成績や出席記録など個人情報を扱うパソコンの管理にあたっては、幾重にも安全対策を講じること。
- ④ 答案用紙については紛失等がないよう、各自での適切な管理はもちろんのこと、校内で定めるルールに従い十分注意を払って行うこと。
万一、個人情報の流出・紛失等が発生した場合は、直ちに管理職に報告するとともに、警察にも届け出るなど、迅速かつ適切な措置を講じること。

6 交通事故の防止

- ① 教職員の交通事故は依然として多発している。交通法規に対する遵法精神を高め、事故防止に積極的に取り組むこと。また、車を運転する際には、細心の注意を払い、ゆとりをもって安全運転を心がけること。特に、無免許運転、無謀運転は、絶対にしないこと。
- ② 交通事故を起こした場合は、管理職に迅速に報告するとともに、救護、危険防止、警察への通報など適切な対応をとること。また、事故につながらなくても、無免許運転及び極端な速度超過違反(一般道路 30km/h、高速道路 40km/h を超えるもの)についても同様に迅速に報告すること。
- ③ 万一の場合に備え、十分な賠償責任を果たすことができるよう、任意自動車保険(対人無制限)へ加入するなど、万全を期しておくこと。
- ④ 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入すること。

7 飲酒運転の根絶

- ① 飲酒したときは、たとえ微量であっても、また、たとえ休息をとった場合でも、自動車等の運転は、絶対にしないこと。さらに、飲酒の翌日でも飲酒運転となる場合があるため、留意すること。
- ② 飲酒を伴う会合等に参加する場合には、公共交通機関等を利用し、自動車を運転しないようにすること。また、予め適切な帰宅手段を確保し、絶対に飲酒運転をしない措置を講じておくこと。
- ③ 運転者の飲酒の有無が十分に確認できない場合には、その者が運転する自動車に同乗しな

いこと。

- ④ 運転者が飲酒していることを知った場合には、自動車の運転をさせないこと。運転者が飲酒していることを知りながら飲酒運転を止めなかった場合は、自らも厳しい処分の対象となることを十分認識しておくこと。

8 教職員の勤務時間の適正化

- ① 学校は、多くの人と共に働く職場として互いへの配慮が必要であり、自分だけでなく周囲の人の貴重な時間も使っていることを教職員一人一人が意識すること。また、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、すべての学校で週1回以上の「教職員定時退勤日」、週1回以上の「ノー会議デー」、平日週1回、休業日（土・日曜日等）月2回以上の「ノー部活デー」等を完全実施し、勤務時間の適正化に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。さらに、自身の勤務時間を把握するため、記録簿を確実に記載するなど、自身のタイムマネジメントを確立し、勤務時間の適正化に努めること。また、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むこと。
- ② 事前に資料配布や終了時刻設定をした会議の開催等、校務の効率化を目指した業務改善の取組を推進すること。

9 健康管理及び働きがいのある明るい職場環境

- ① 日頃の健康状態に十分留意し、定期健康診断後の再検査・保健指導等を受診し、疾病の予防と早期発見を心がけること。また、心身両面にわたるリフレッシュと健康の増進を図るため、年次休暇や長期勤続休暇等の計画的な取得を図ること。
- ② 「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、敷地内禁煙を徹底するとともに、受動喫煙を生じさせないように努めること。
- ③ 教職員相互の対話を進め、円滑な意思疎通を深めること。
- ④ パワー・ハラスメントは、被害者の人権を侵害するだけでなく、心身にダメージを与え、場合によっては長期療養を強いるようなこともあり、職場の環境や校務遂行にも影響を及ぼすことを十分認識し、良好な人間関係を維持すること。また、課題や問題を一人で抱え込まずに相談窓口を利用するとともに、状況により管理職にも直接相談すること。
- ⑤ 各職場において、「男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、教職員一人一人が男女共同参画社会に対する理解を深め、それぞれがその能力を十分に発揮できるような職場の環境づくりに努めること。また、積極的に次世代育成支援を進めるため、妊娠中及び出産後における女性教職員への配慮はもとより、男性教職員の育児休業取得への理解を深めるなど、子どもを産み育てやすい職場の環境づくりに努めるとともに、各市町で定める「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」に基づき、教職員一人一人が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めること。

10 研修の実施

- ① 教職員としての専門知識・技能の習得、得意分野づくりや個性の伸長、豊かな見識と指導者としての視野を広げるため、研修に努めること。
- ② 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであるが、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容や研修場所が適切であるかどうか十分留意し、計画すること。

11 経理事務の適正な処理

- ① 会計経理、契約等の事務処理については、県民の信頼を損なうことがないように、法令、通知等に基づき、適正な処理を行うとともに、経理事務の執行については、常に点検を行い、節度ある執行に努めること。
- ② 学校徴収金及び部活動に係る部費等の取扱いについては、学校徴収金取扱い要綱に基づき、複数の教職員でチェックするなど、適正な事務処理に努めるとともに、用途については保護者等の理解を得て適正に運用すること。
- ③ 適正な物品調達手続きや計画的な予算執行を徹底すること。
- ④ 平素から、事務的経費の節減などの事務改善等に取り組むこと。

12 省エネ及び経費節減

環境率先行動計画に基づき、より積極的な省エネ・節電対策に取り組むとともに、事務処理や会議・出張等の簡素・効率化を一層推進するため、教職員一人一人がコスト意識を持ち、身のまわりの無駄を省いて、具体的な経費や資源、時間等の節減に努めること。特に、夏季休業中は、定時退勤の徹底を図ること。